

# 川西町立地適正化計画 （概要版）

平成 29 年 3 月策定  
令和 6 年●月改定

はじめに.....	1
第 1 章 川西町の現状.....	2
第 2 章 将来見通し.....	3
第 3 章 まちづくりの課題.....	4
第 4 章 まちづくりの方針.....	5
第 5 章 都市機能誘導区域.....	6
第 6 章 居住誘導区域.....	7
第 7 章 都市機能及び居住の誘導のための施策.....	9
第 8 章 防災指針.....	9
第 9 章 施策の達成状況に関する評価手法.....	12

## はじめに

### 1. 計画策定の背景と目的

川西町では、平成7年をピークに人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、今後しばらくは総人口の減少と高齢者の増加が続き、その後は総人口、高齢者共に減少していくことが予測されています。人口減少が進むと、町民サービスが低下し、町民にとって住みにくくなり、更なる人口減少を招くという負のスパイラルに陥る可能性が高まります。その結果引き起こされるまちの活力の低下は、町民生活に大きな影響を与えることとなります。

一方で、本町は非常にコンパクトな町域を形成しており、地形的にも平坦なため、生活しやすい環境を有しています。また、西名阪自動車道の大和まほろばスマートインターチェンジに近く、大阪・名古屋へのアクセスもよいことから、唐院工業団地をはじめとした町内の工業団地への評価が高まっています。さらに、一度は途絶えていた結崎ネブカが復活し、川西町の家庭の食卓に並ぶまでになっており、知名度も少しずつ高まっています。

平成26年に「都市再生特別措置法」が改正され、住宅や医療、福祉、商業施設などの生活利便施設の立地の適正化を図るため、これらの施設を一定の区域に誘導するための「立地適正化計画」を定めることができるようになりました。

本町は、もともとコンパクトな都市構造をしていることから、居住や都市機能を一定の区域に誘導し都市機能の維持を図ることで、周辺地域の生活環境の維持にも効果が及ぶものと考えられます。さらに、平坦な地形を活かした、歩いて暮らせるまちづくりを推進することで、高齢者の健康増進にもつながることが期待されます。

人口減少社会において、住民の生活を守り、まちの活力を維持していくためには、生活サービス機能の維持を図ることが大切になってきます。同時に、まちの魅力を高めて交流人口を増やしていくことも重要となってきます。

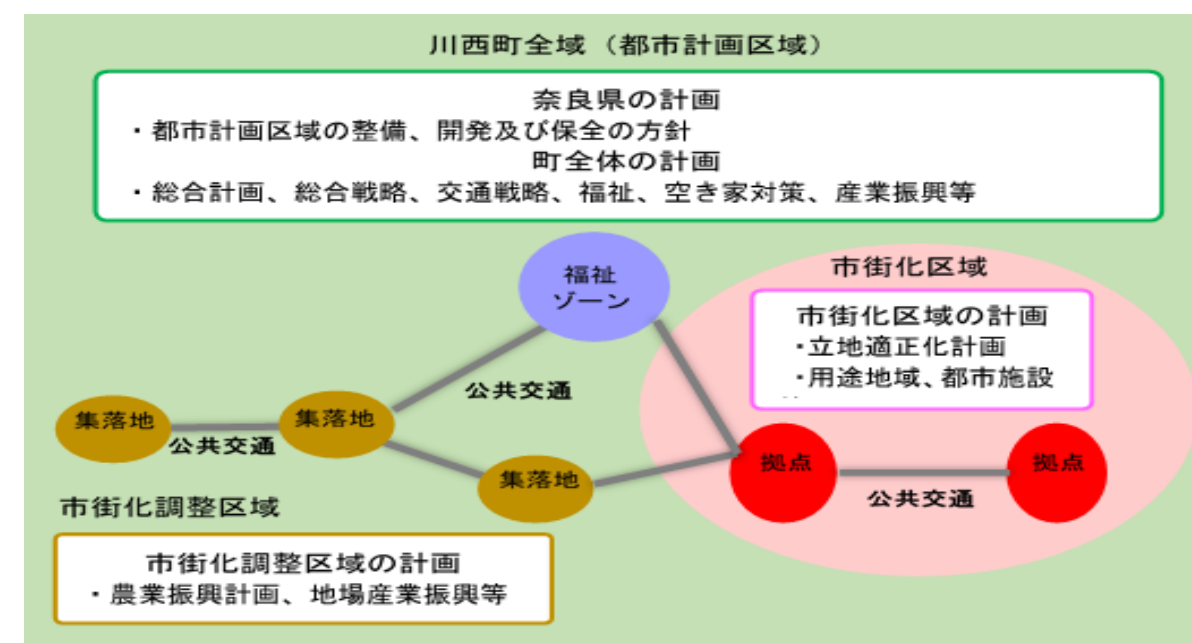
川西町が少子高齢化・人口減少社会の中で、一定の住民サービスを確保しつつ、地域活力・賑わいを確保していくことを目的として、本町では平成29年3月に「立地適正化計画」を定めました。

その後、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、近年の自然災害の頻発化・激甚化等を踏まえて、立地適正化計画の新たな記載事項として「防災指針」が位置づけられたことから、本計画の改定を行い、「防災指針」を定めることとしました。

### 2. 計画の対象と位置づけ

立地適正化計画の対象区域は「都市計画区域全域」を対象としますが、居住誘導区域、都市機能誘導区域は市街化区域内に設定します。

ただし、すべての都市機能や居住を一極集中させる主旨のものではなく、住居や施設を強制的に移転させるものでもありません。長期的な視点で市街化区域への都市施設の立地や居住を促進し、将来的にも持続可能な町の骨格を維持することを目的としています。このことにより、市街地周辺に居住する方も含めた住民全体の生活利便性確保を目指しています。



### 3. 計画の意義

#### ■居住や都市施設立地の適正化により見込まれる効果

- 日常生活サービス機能が維持・確保された都市機能誘導区域を定めることで、周辺地域における居住の促進に繋がります。
- 町域そのものがコンパクトなことから、居住誘導区域外の既存集落地についても、公共交通と一体となったまちづくりを進めることで、生活サービスの持続性が向上し、将来的にも日常生活の利便性が維持されます。
- 高齢者が歩いて買い物等に出かけることができることで、高齢者の健康維持につながり、社会保障費の抑制や地域コミュニティの活性化等に繋がります。
- 暮らしやすい都市環境が形成されることで、まちとしての魅力が向上し、企業誘致が促進され、雇用の場が創出されます。

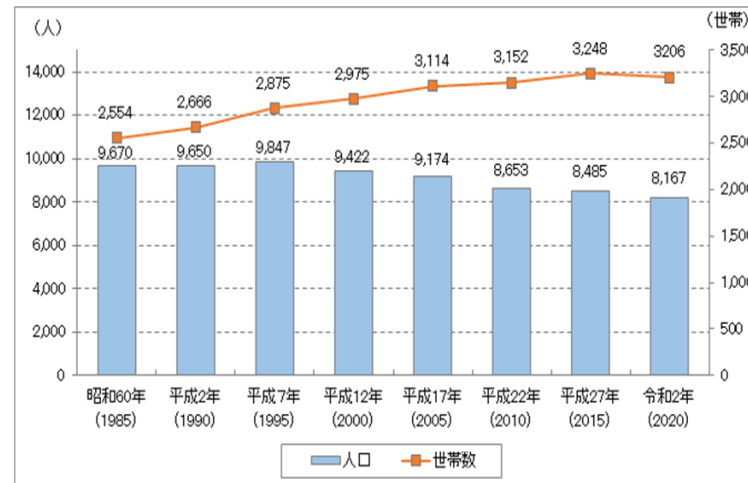
### 4. 計画の目標年次

本計画の目標年次は令和22年（2040年）とします。

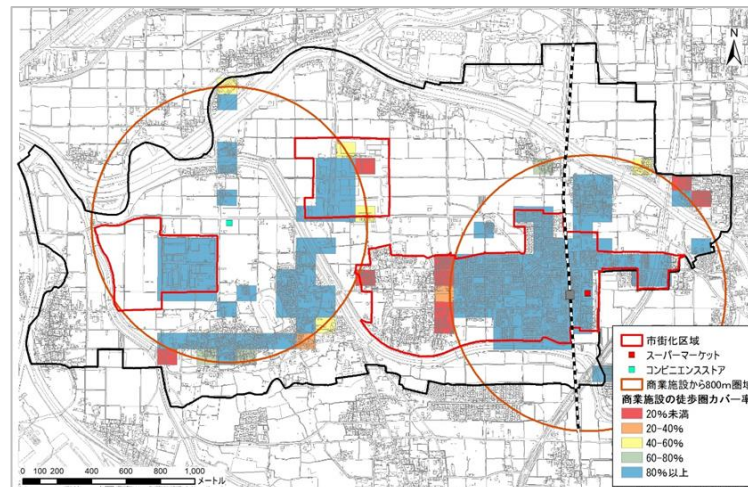
第1章 川西町の現状

項目	現状
人口	(1)総人口の推移 ○人口の推移をみると、平成7年をピークに減少傾向にあり、世帯数も平成27年をピークに減少傾向を示している。
	(2)年齢階級別人口の推移 ○年少人口(0~14歳)は昭和60年から減少が続いている。 ○生産年齢人口(15~64歳)は平成7年をピークに減少に転じている。 ○高齢人口(65歳以上)は増加傾向にある。
	(3)人口動態 ○自然増減では、平成26年からみると、一貫して出生数を死亡数が上回る、自然減の状態が続いている。 ○社会増減では、平成26年からみると、転入出数が転出数を上回る転入出超過の状況が続いたが、令和2年から転出数が転入数を上回り、転出超過に転じている。
	(4)地域別人口 ○市街化区域内に人口集中している状況がうかがえ、1haあたり100人を超える箇所もみられる。 ○市街化調整区域の集落部では高齢化率が30%を越えている箇所が多い。
	(5)人口密度 ○市街化区域内を中心に、人口密度40人/haを超える箇所が多くみられる。
公共交通	(1)鉄道 ○本町に位置する近畿日本鉄道橿原線結崎駅の1日の乗降人員は、約3,600人である。
	(2)バス交通 ○本町は、コミュニティバスのみが運行され、利用者数は、年間4,000人前後で推移している。
	(3)公共交通のカバー率 ○本町公共交通の徒歩圏総人口に対する人口カバー率は90.8%となっている。
生活関連施設	(1)商業施設 ○本町商業施設の徒歩圏総人口に対する人口カバー率は70.8%となっている。
	(2)医療施設 ○本町医療施設の徒歩圏総人口に対する人口カバー率は86.5%となっている。
	(3)福祉施設 ○本町福祉施設の徒歩圏総人口に対する人口カバー率は80.0%となっている。
	(4)子育て支援施設 ○本町子育て支援施設(保育所、幼稚園、認定こども園)の徒歩圏総人口に対する人口カバー率は59.1%となっている。
空家等	○市街化調整区域内の地区(梅戸や唐院など)で空家の件数が多くなっている。 ○市街化区域内における低利用土地の状況をみると、東部にまとまった低未利用土地がみられる他、市街化区域内に散在している。
住民の意向	○住みやすさを考える上で特に重要な取組として、「日常の買い物 convenient」の割合が65.8%と最も高く、次いで「医療・福祉が充実している」の割合が59.9%、「治安がいい」の割合が54.6%、「防災面で安心できる」の割合が40.2%となっている。

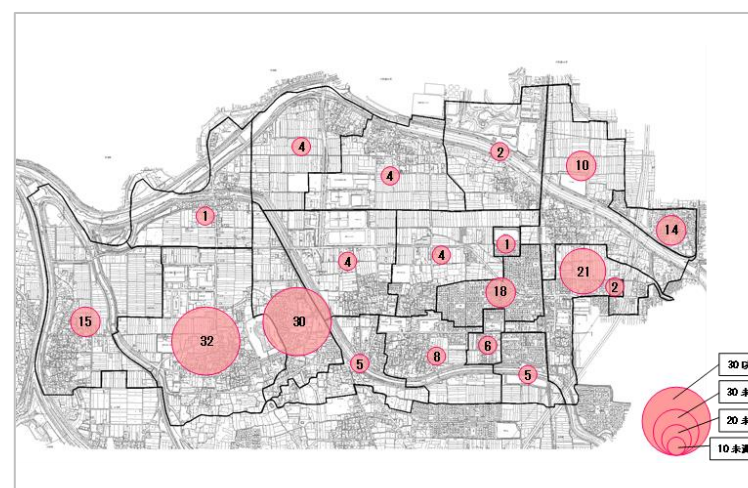
○人口と世帯数の推移



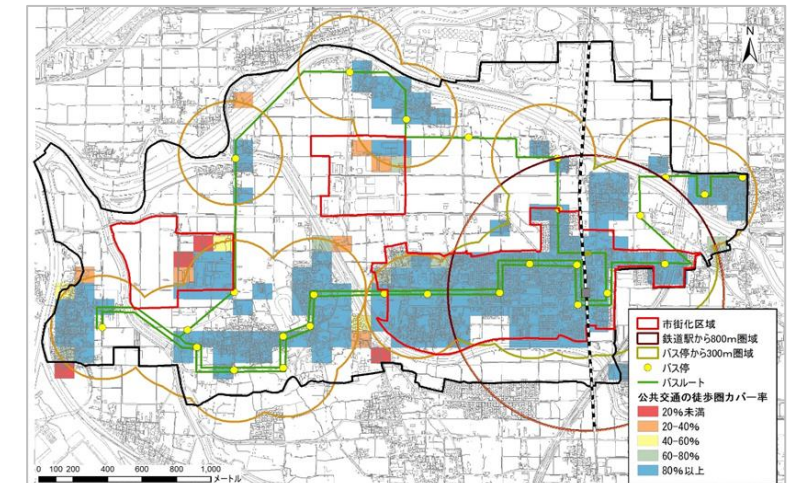
○商業施設の立地状況



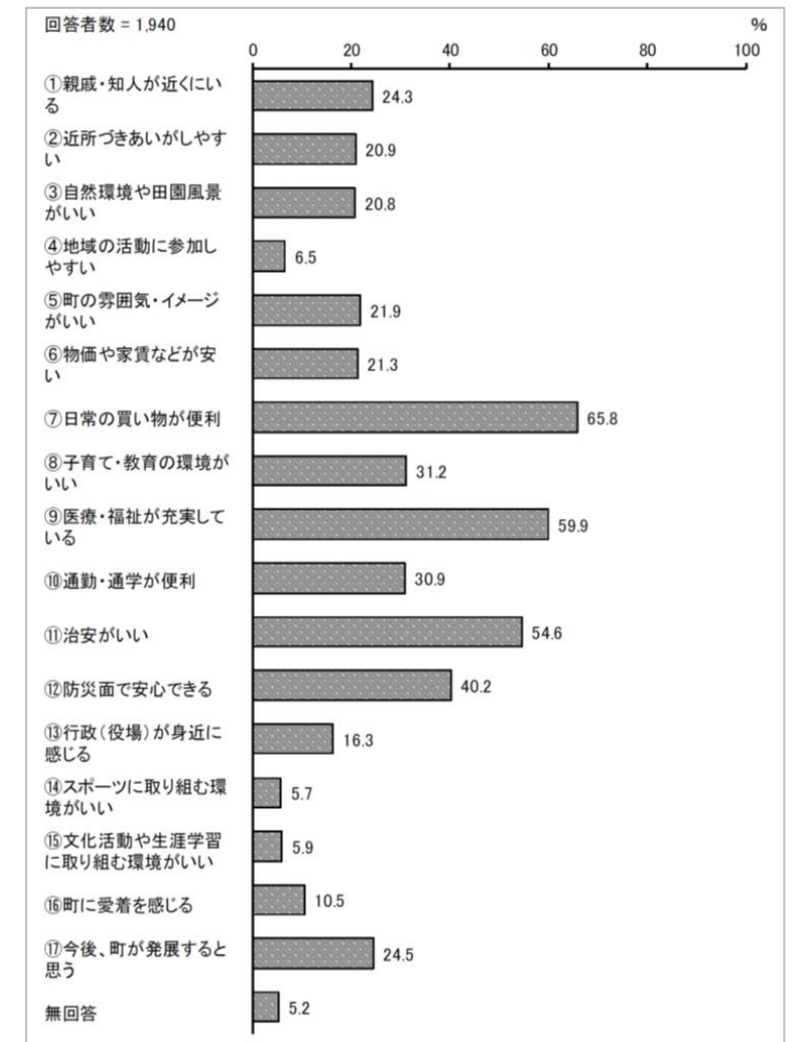
○空家の状況



○人口と世帯数の推移



○商業施設の立地状況

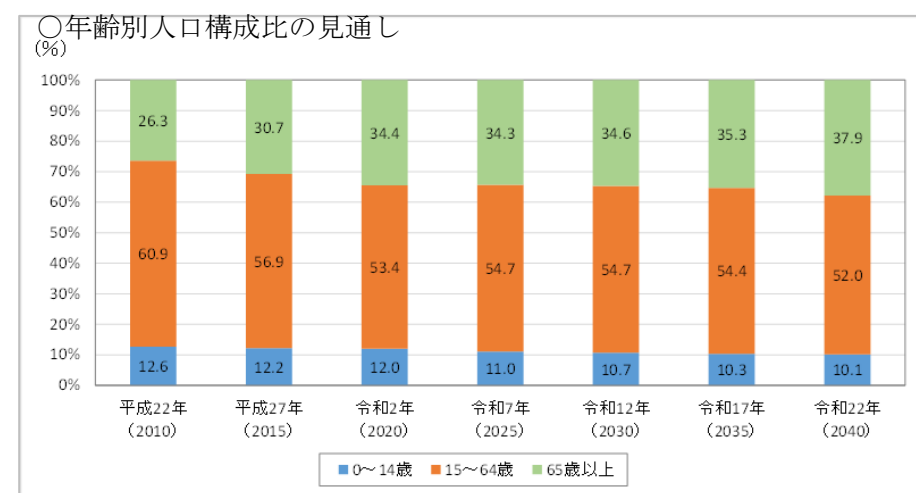
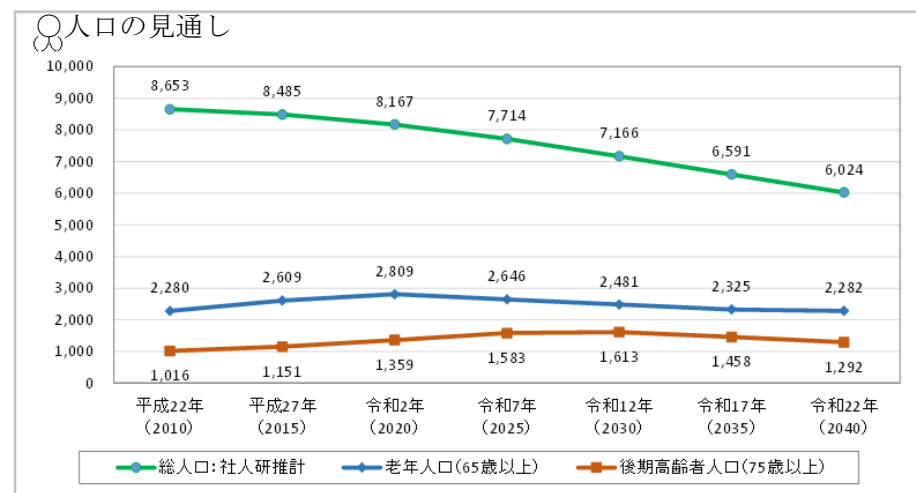


## 第2章 将来見通し

### 1. 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による『日本の地域別将来推計人口（平成30年8月推計）』では、本町の人口は令和12年（2030年）には7,166人、令和22年（2040年）には6,024人まで減少すると予測されています。

年齢別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は令和2年（2020年）まで増加、後期高齢者人口（75歳以上）は令和12年（2030年）まで増加し、高齢化率は令和22年（2040年）で37.9%になると見込まれています。

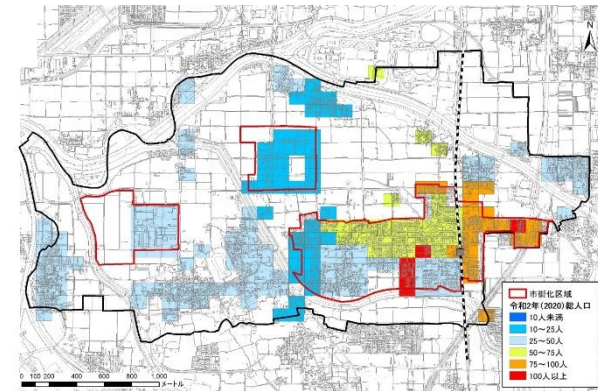


### 2. 地区別の将来人口

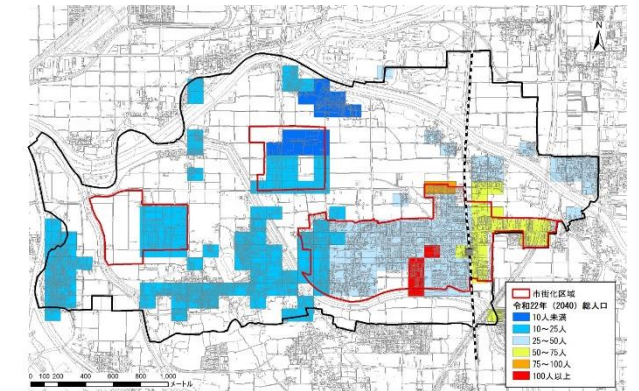
人口・・・市街化区域内でも人口が減少する地区がみられます。

【人口メッシュ】

(令和2年)



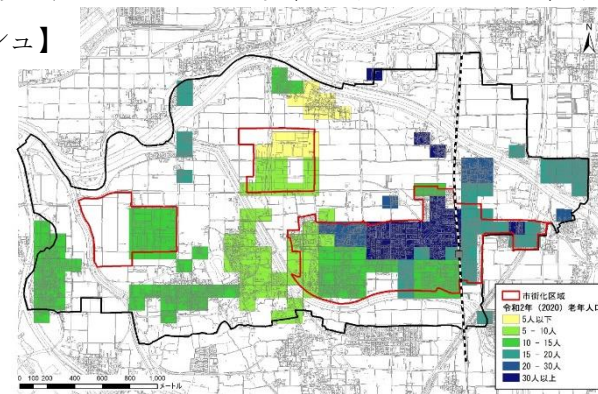
(令和22年)



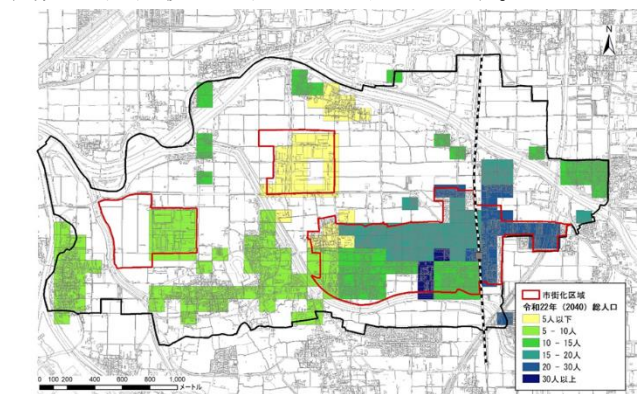
②高齢者数（65歳以上）・・・大きな変化はみられませんが、市街化区域内を中心に高齢者数30人前後のメッシュがみられます。

【高齢者数メッシュ】

(令和2年)



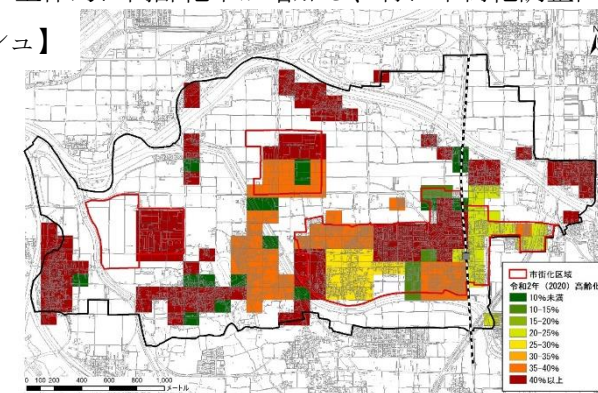
(令和22年)



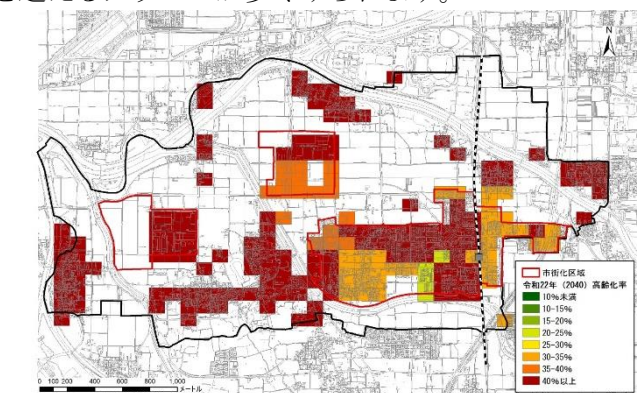
③高齢化率・・・全体的に高齢化率が増加し、特に市街化調整区域では高齢化率が40%を超えるメッシュが多くみられます。

【高齢化率メッシュ】

(令和2年)



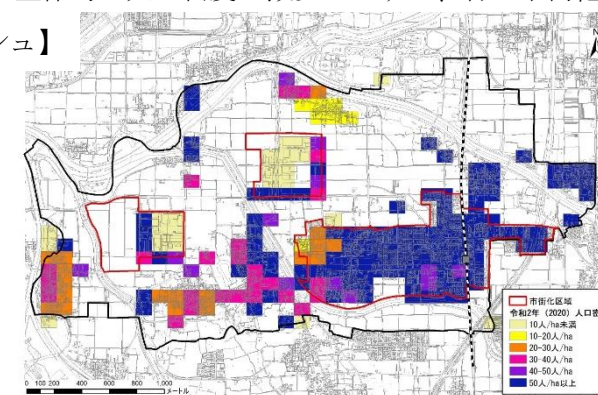
(令和22年)



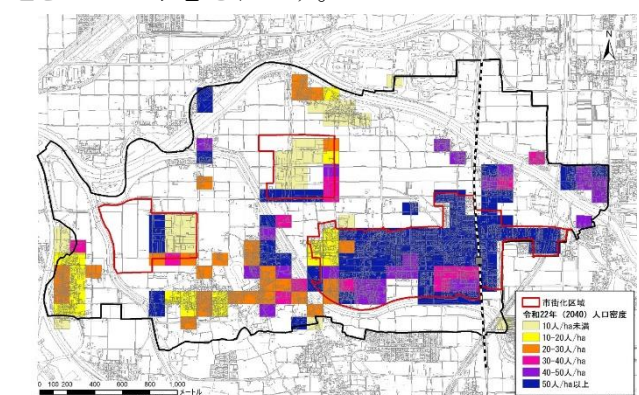
④人口密度・・・全体的に人口密度が減少しますが、特に市街化調整区域では低密度化が進むことが予想されます。

【人口密度メッシュ】

(令和2年)

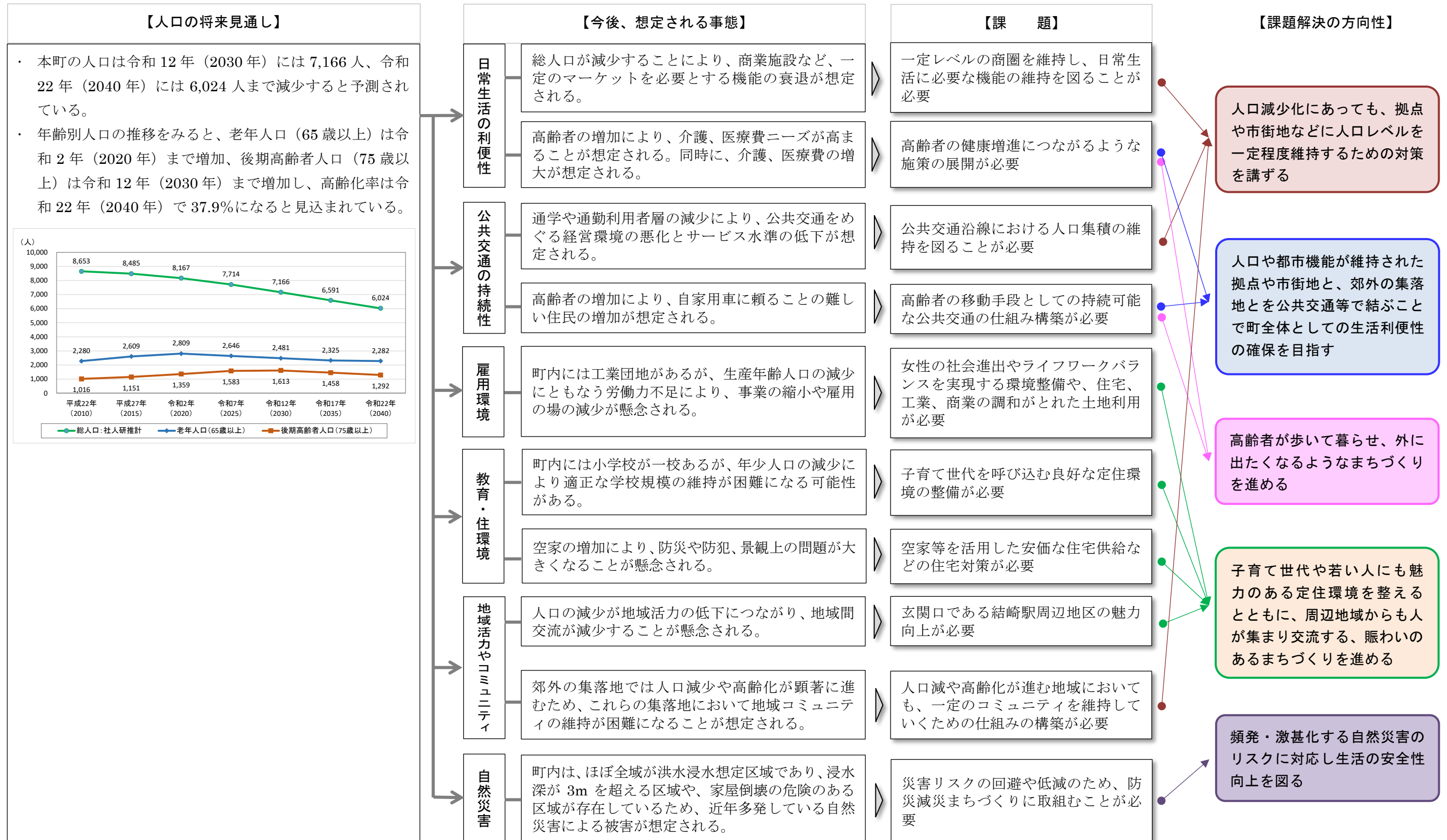


(令和22年)



### 第3章 まちづくりの課題

川西町における人口の将来見通しをふまえて、住民生活の利便性や公共交通の持続性、雇用や教育、地域コミュニティに関する今後の課題、及び課題解決の方向性を以下に整理しました。



第4章 まちづくりの方針

将来都市像

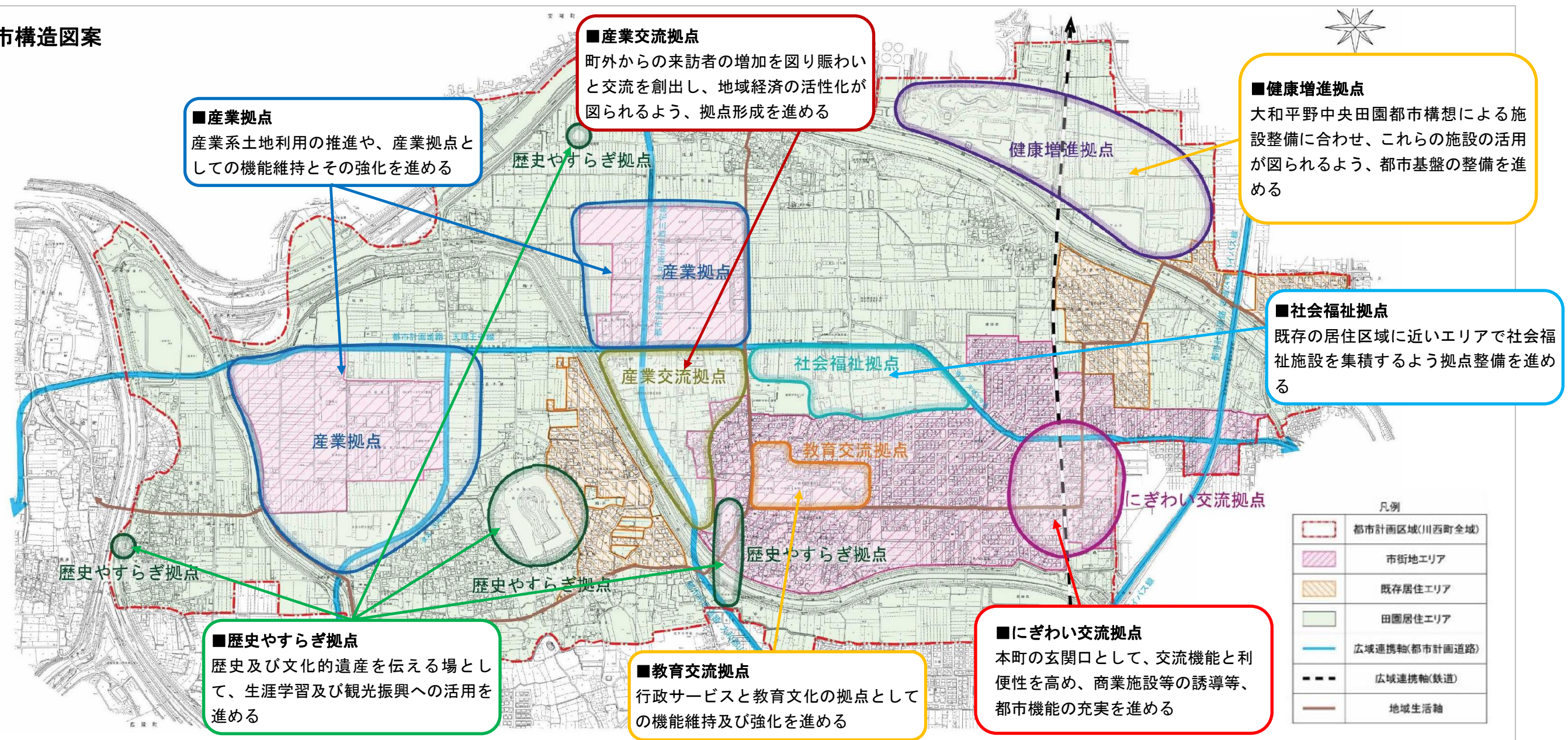
将来都市像は、本町のまちづくりの上位計画である「川西町第3次総合計画」において定められる  
目指すべき将来像をふまえるものとします。

安心 すくすく 豊かな心を育む かわにし

まちづくりの方針

- ①拠点や市街地における居住環境の維持・向上
- ②公共交通による安全・快適な移動環境の確保
- ③人や企業が集まる都市環境維持・向上
- ④居住や都市機能を誘導する区域が設定されない地域への適切な対応

将来都市構造図案



## 第5章 都市機能誘導区域

### 1. 都市機能誘導区域の設定

今後、人口減少や超高齢化が進む中で川西町が存続していくためには、公共交通と徒歩で利用可能な生活利便施設の確保が必要です。したがって、都市機能誘導区域は、「公共交通の要となる地区…結崎駅周辺」と「各種施設が集積している地区…役場周辺」に指定します。これにより、必要な施設の維持と誘導、施策の展開を図ります。

誘導区域の範囲は、結崎駅及び町役場から、それぞれ300m範囲内で設定します。

#### 区域設定の考え方

##### ■結崎駅周辺都市機能誘導

結崎駅から概ね300mの範囲内において、既存の都市機能誘導施設である商業施設や診療所を含む区域とします。具体的には、以下の観点に立ち、道路・水路等の地形地物を基本に区域界を設定します。

①高齢者の安全な移動環境に配慮する観点から、拠点から主要道路（広域連携軸・地域生活軸）までの範囲を区域に含める。

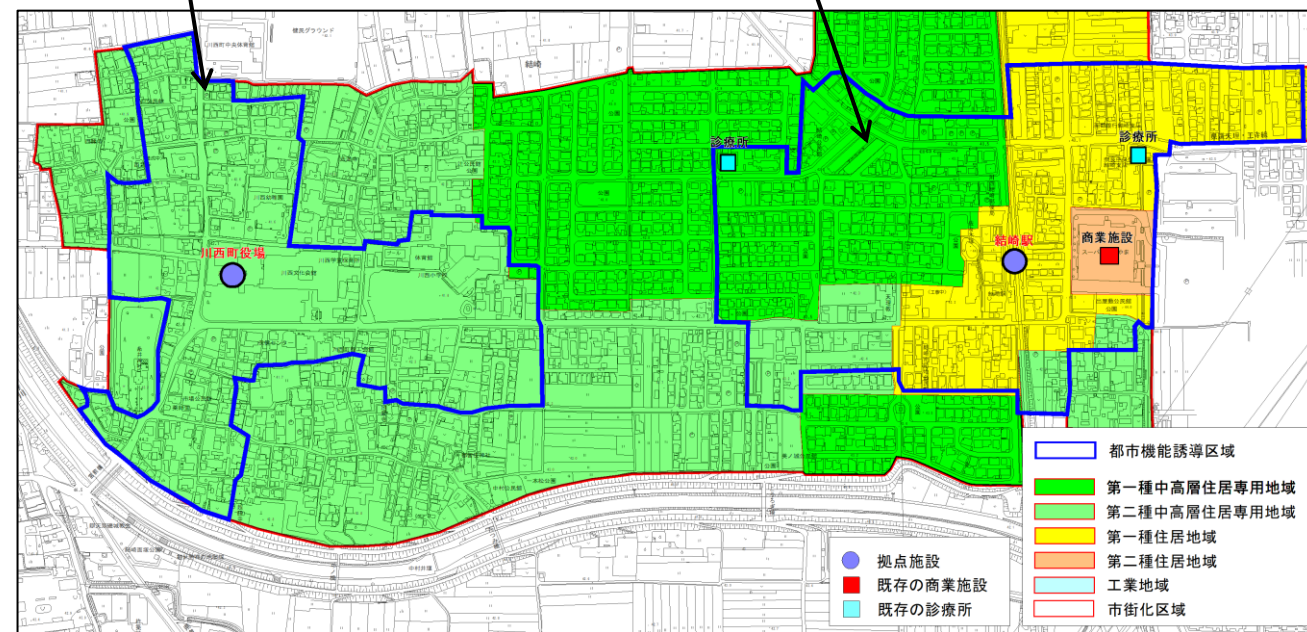
②誘導施設の立地傾向や、区域外の既存集落地からのアクセスにも考慮する観点から、主要道路の両側沿道を区域に含める。

##### ■役場周辺都市機能誘導区域

町役場から概ね300mの範囲内において、各種都市機能施設の立地状況や、区域外の既存集落地からのアクセスにも考慮して、主要道路（地域生活軸）沿道を対象に、道路・水路等の地形地物を基本に区域界を設定します。

役場周辺都市機能誘導区域

結崎駅周辺都市機能誘導区域



### 2. 誘導施設の設定

人口動向からみた基本的な考え方	総人口や生産年齢人口の減少は、民間施設の撤退や公共交通のサービスの低下につながりかねないが、自家用車に頼ることが難しい高齢者はしばらく増加を続けるため、今ある生活利便施設の維持や公共交通の利用促進につながるような施設の誘導が必要。
施設の立地状況	商業施設は結崎駅前にスーパーが立地しているが、役場周辺など町の中西部には徒歩での買い物が不便な地域が存在している。医療施設は医師の高齢化等の問題に直面している。
住民のニーズ	住民アンケートによると、「医療や福祉体制の充実」や「結崎駅をはじめとした町内の駅周辺の機能を充実する」との回答が多く見られた。



区域	考え方	誘導施設	位置づけ
結崎駅周辺	・鉄道、バスや、駅の利用増進につながるような施設の誘導を図ります。	・医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、内科、外科、整形外科、小児科のいずれかを含むもの	維持と誘導
	・駅前の賑わいの創出や町民生活の利便性確保のために、町内唯一のスーパーの維持を図ります。	・食料品を扱う店舗面積3,000㎡以上の商業施設	維持
役場周辺	・町民が集まる役場周辺に、日常の買い物のほか、ATM、公共料金支払いなど、複合的な機能を持った施設の誘導を図ります。	・コンビニエンスストアなど、飲食料品や日用品の販売、現金自動預け払いサービス、公共料金支払いなどを複合的に扱う店舗面積250㎡未満(小売業を行うために用いられる床面積)の商業施設	誘導

## 第6章 居住誘導区域

川西町の市街地は、現在でもコンパクトな構造をしています。今後、人口減少や超高齢化が進むことを考えると、自動車を自由に使えない住民も日常生活に必要な機能を享受できる環境を維持・確保していくことが重要です。

このため、住民のライフスタイルや居住選択を尊重しながら、住み替えなどの機会に合わせて拠点等への居住が促されるような環境を整備し、都市機能や公共交通サービス、地域コミュニティの維持・確保を図ることとします。

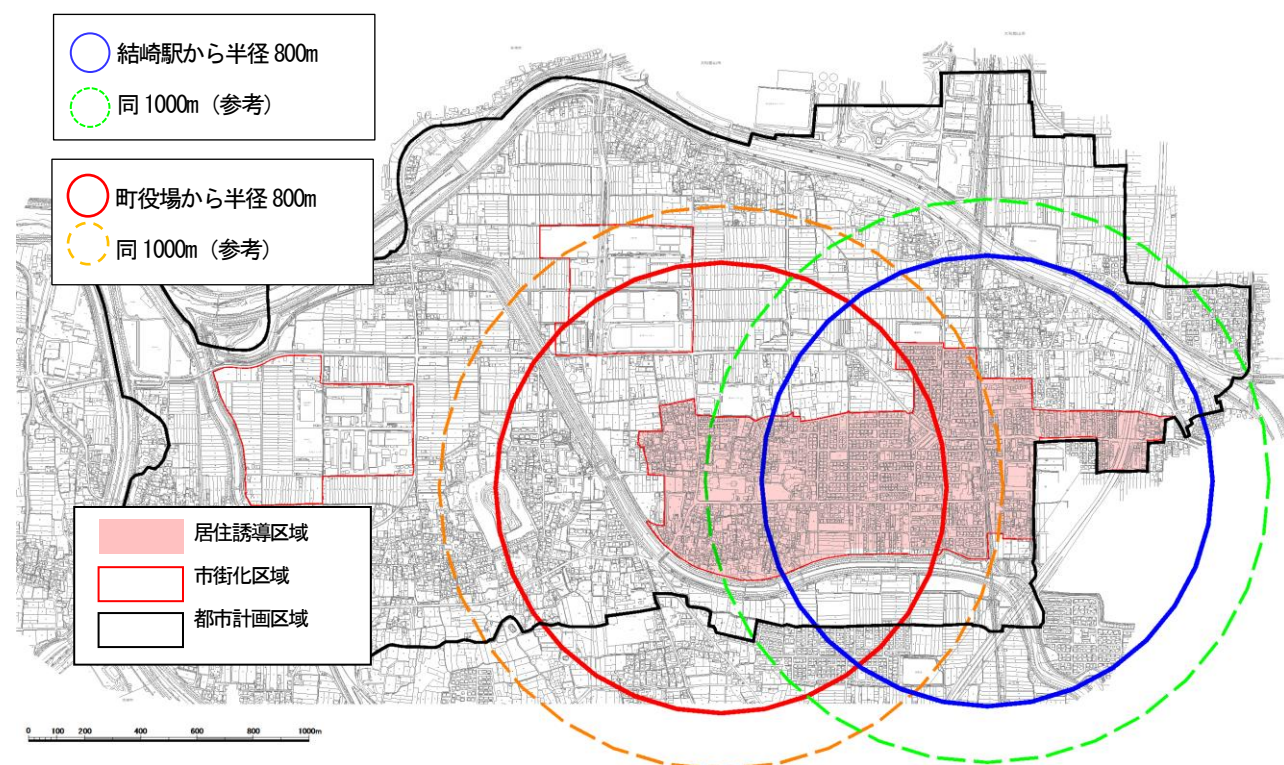
以上の考えに基づいて、居住誘導区域は都市機能誘導区域の周辺に設定することとします。

なお、災害に対する安全性や将来人口密度等も考慮します。

### 【居住誘導区域】

結崎駅周辺、及び役場周辺都市機能誘導区域からの徒歩圏は、おおむね市街化区域の範囲と重なっている。

ただし、結崎工業団地は住宅地ではないため、居住誘導区域は結崎工業団地を除く市街化区域に設定することとする。



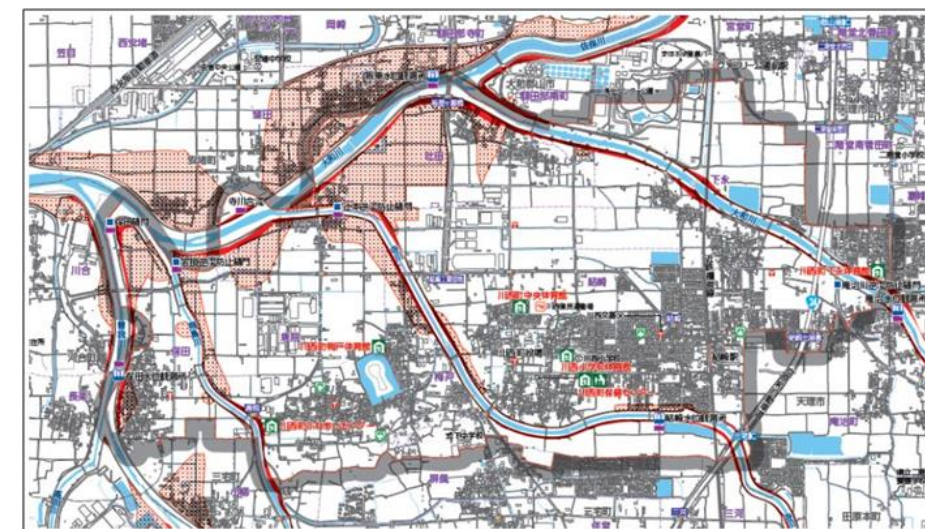
■居住誘導区域と駅及び町役場から 800m圏域

### ■災害に対する安全性への考慮

市街化区域内には、居住誘導区域に含まないとされている土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域は指定されていません。

一方で、ほぼ町域全域が洪水浸水想定区域に指定されており、市街化区域内においても、浸水深が 3m を超える区域や、家屋倒壊の危険のある区域がみられます。

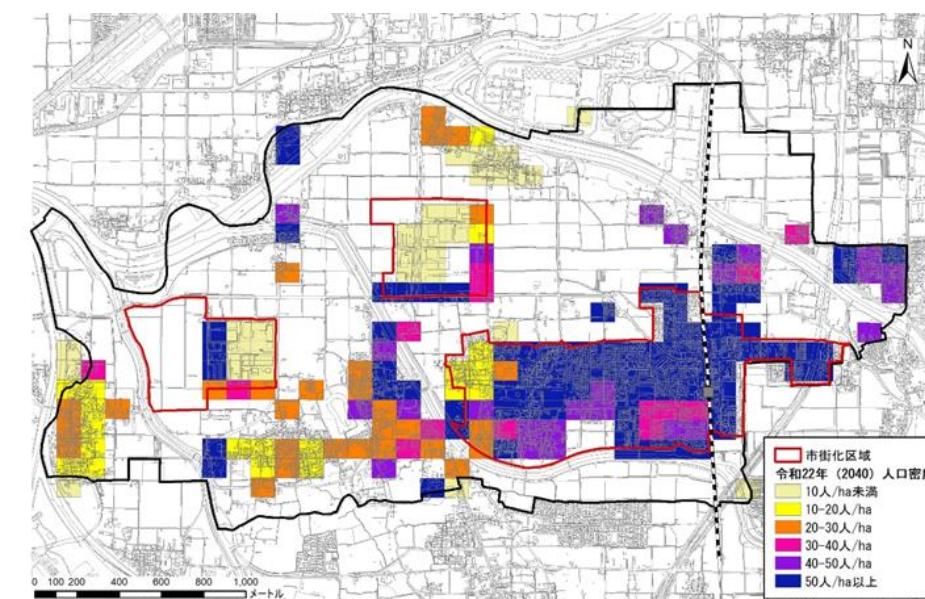
災害リスクと居住誘導区域設定の考え方は、「第 8 章 防災指針」に示すとおり、家屋倒壊等氾濫想定区域は居住誘導区域に含めないこととします。



家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大）

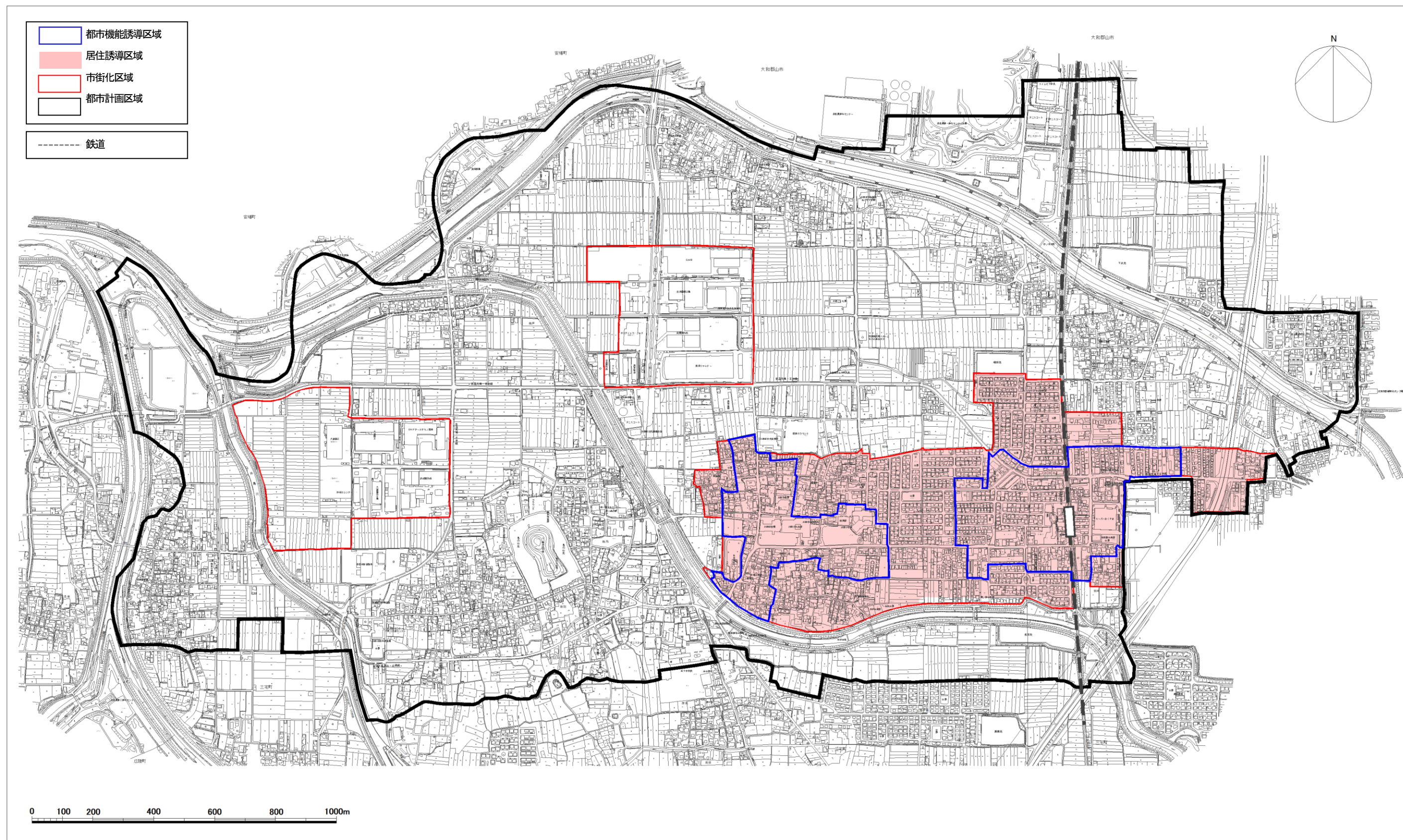
### ■将来人口密度からの検証

将来人口密度は、市街化区域の西部において 40 人/ha を下回る地域が見られますが、公共用地等の非可住地を除くと、工業系の地域以外、市街化区域の大部分が人口密度 40 人/ha 以上を維持しています。



100mメッシュ別将来人口密度図（令和22年）





■都市機能誘導区域と居住誘導区域

## 第7章 都市機能及び居住の誘導のための施策

分野	施策項目	施策内容
都市機能を維持・充実するための施策	届出制度の活用	・ 届出制度を活用した都市機能誘導区域内への立地促進
	駅を中心としたまちづくり	・ 「近鉄結崎駅周辺地区まちづくり基本計画」に基づいた駅併設施設や踏切改良などの駅周辺整備を推進
	都市機能誘導区域内商業施設の未利用フロアの活用	・ 都市機能誘導区域内商業施設の未利用フロアの都地域活性化施策での活用による新たな賑わいの創出、商業施設の維持
居住を促進するための施策	公共施設の立地促進	・ 公共施設の再編等にあたって、都市機能誘導区域への立地を念頭に検討を実施
	届出制度の活用	・ 届出制度を活用した居住誘導区域内への立地促進
	周辺地域と連携したまちづくり	・ 京奈和自動車道の延伸や結崎駅までの道路環境を改善し、周辺地域の都市機能施設を活用しやすいようアクセス性向上を推進
	住み良い環境整備と住宅供給、空き家等の有効活用	・ 事業者に対してゆとりのある敷地の宅地整備や地域の実情に即したインフラ整備などへの協力を要請し、住み良い環境整備と住宅地供給を推進 ・ 「空き家バンク」等を活用した居住誘導区域内の空き家の有効活用や、低未利用土地等の特例措置に関する周知
公共交通に関する施策	企業誘致による居住促進	・ 「川西町企業立地促進条例」に基づく企業立地奨励金制度による企業誘致、雇用促進
	コミュニティバスの再編	・ 町外アクセスを含めた路線・ダイヤ・停留所等の見直し・検証の実施、運行内容の改善
	コミュニティバス等を利用することが困難な人に対する移動支援	・ タクシーの有効活用について検討
	公共交通に関する情報提供の充実	・ 広報誌、チラシ、町ホームページ・SNS等を活用した、各種情報の周知
まちづくりと連携した利用促進策の企画・実施	まちづくりと連携した利用促進策の企画・実施	・ 各種イベント・行事等と連携した、コミュニティバス利用促進策の実施 ・ ベンチやバス待ちスペース等のバス待ち環境の改善 ・ 周辺市町との連携・情報共有

## 第8章 防災指針

## 1. 防災指針とは

近年、全国各地で土砂災害や洪水等による自然災害が多発していますが、今後も気候変動の影響により、こうした災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

このような自然災害に対応するため、令和2年（2020年）6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を定めることになりました。

## 2. 防災指針策定の流れ

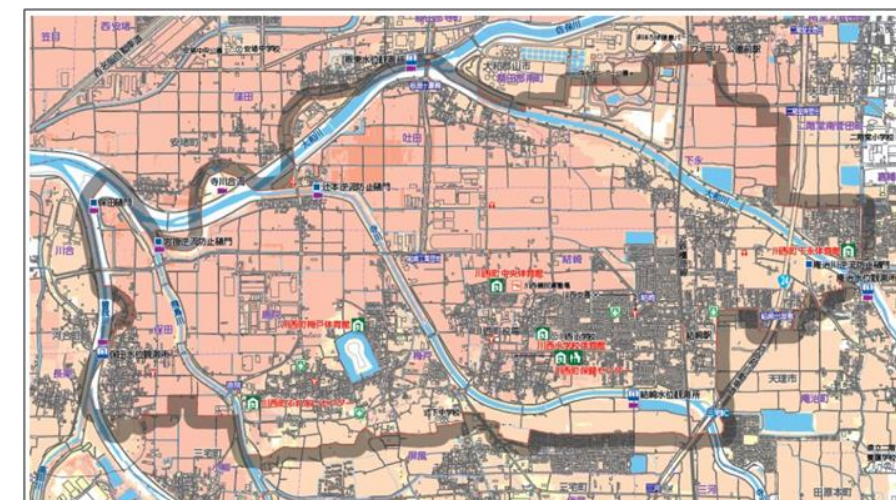
- ①立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し
- ③居住誘導区域における防災・減災対策の取組み方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討

## 3. 本町における災害リスク

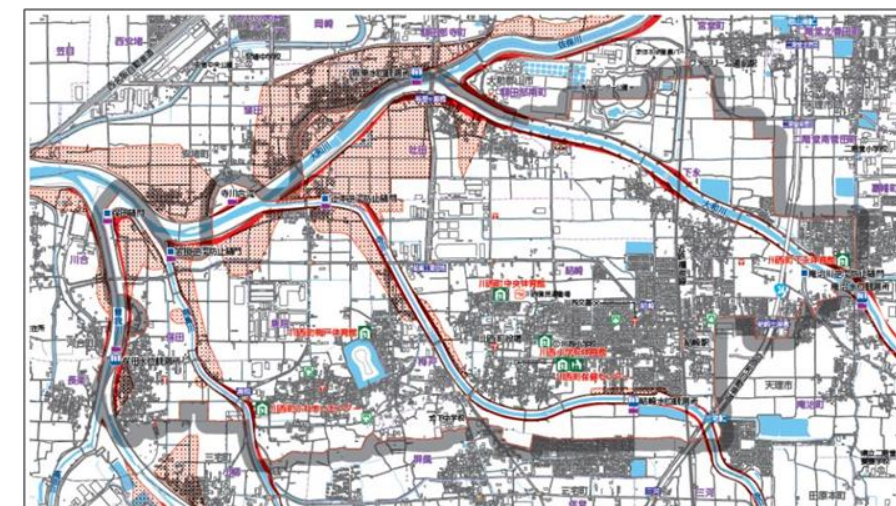
## 1) 川西町における災害特性

本町における災害は、地震と水害が想定されています。

水害については、本町の地形は平坦で、南北に曾我川、飛鳥川、寺川、大和川などの一級河川4河川が一堂に集結し大和川に注ぎ込んでいることから、度々水害による被害を受けており、町全域にわたり浸水想定区域に指定されています。



浸水想定区域（想定最大）



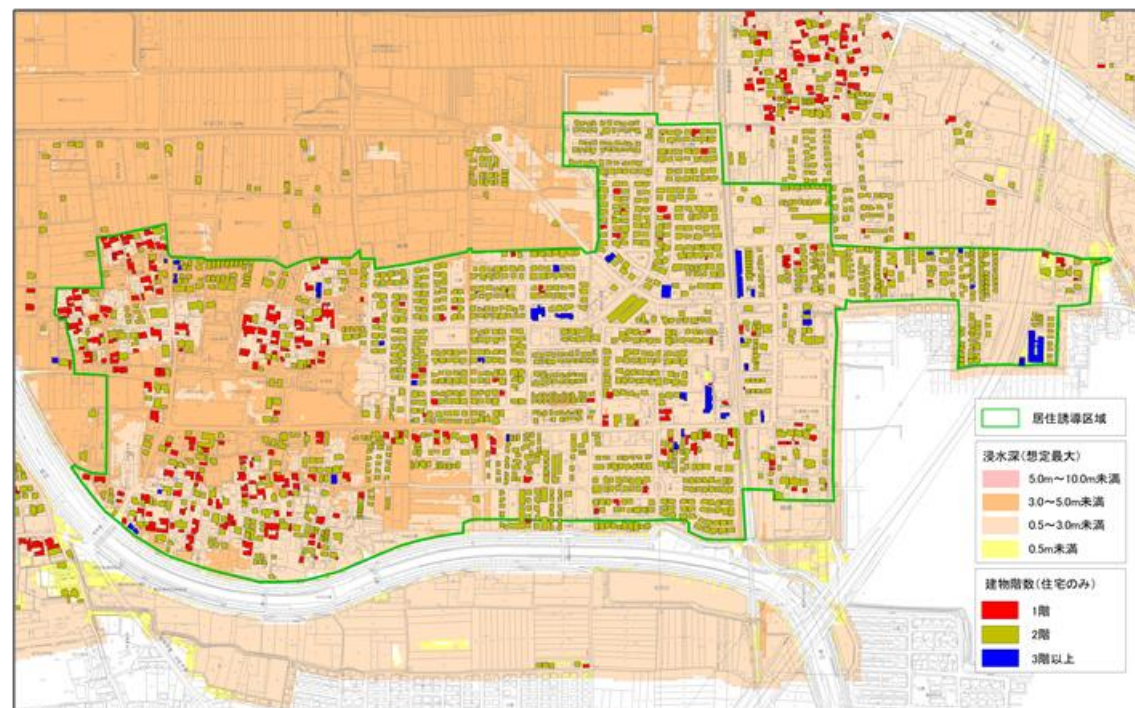
家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大）

2) 居住誘導区域における災害リスク分析

本町の居住誘導区域内における災害リスクとしては、地震による建物倒壊や河川の洪水による浸水被害があげられますが、地震災害は、そのリスクに基づく居住エリアの選定が困難であり、建物の耐震化対策等により災害リスクの低減を図るものであることから、ここでは洪水と都市情報を重ね合わせてリスク分析を行います。

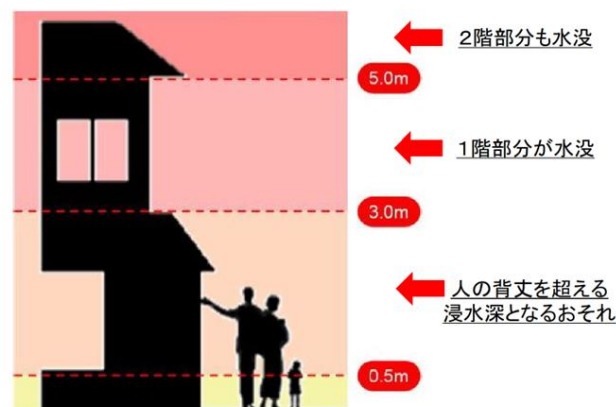
災害リスク分析

ハザード情報	都市情報	分析の視点
<p>■大和川水系河川の洪水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深（計画規模）</li> <li>・浸水深（想定最大）</li> <li>・家屋倒壊（想定最大）</li> <li>・浸水継続時間（想定最大）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口分布</li> <li>・建物回数</li> <li>・建物構造</li> <li>・避難所等の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に危険がないか</li> <li>・垂直避難が可能か</li> <li>・屋内避難が可能か</li> <li>・避難施設等が活用できるか</li> </ul>

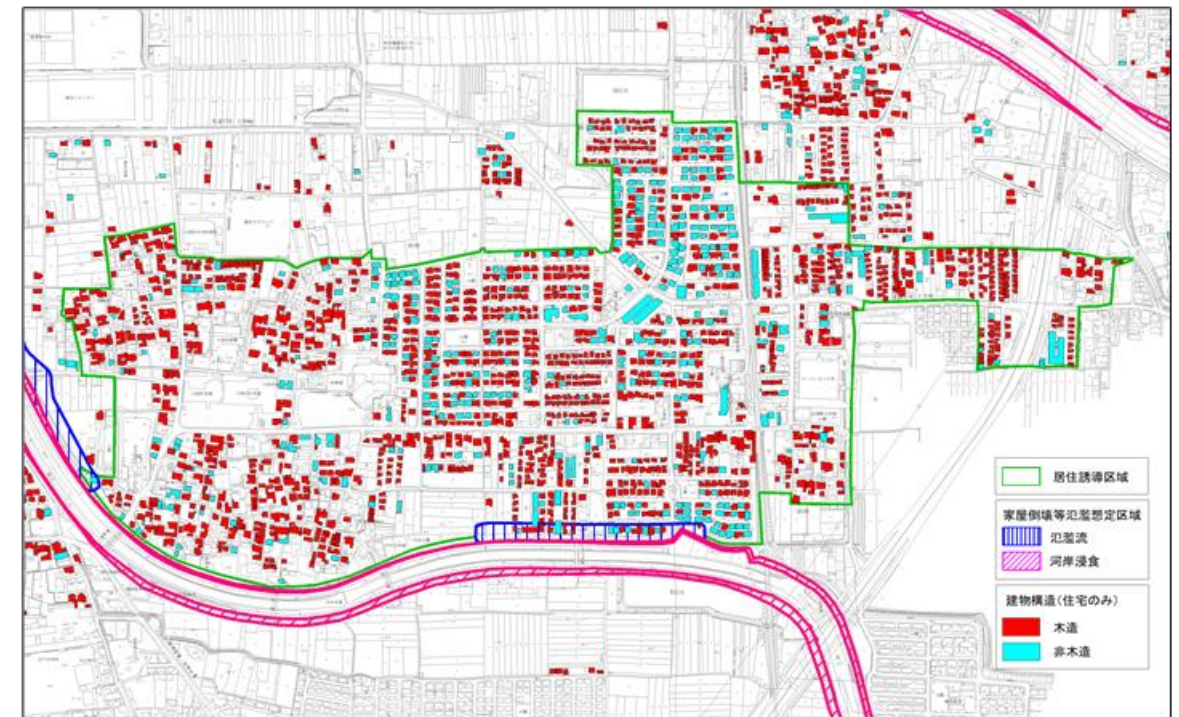


浸水想定区域（想定最大）と建物階数

■参考 浸水深と被害のリスク



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工



家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大）と建物構造

■参考 家屋倒壊等氾濫想定区域

氾濫流：河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊の恐れのある区域



河岸浸食：洪水時に河岸が侵食され、木造・非木造の家屋倒壊の恐れのある区域



#### 4. 防災まちづくりにおける課題と取組方針

##### 1) 防災まちづくりにおける課題

- 本町の居住誘導区域のほとんどの地域が浸水想定区域に指定されており、床上浸水の目安とされる浸水深 0.5m以上の区域に多くの高齢者が居住していることから、避難体制の充実が必要です。
- 想定最大規模の洪水時に建物の1階が水没するとされている浸水深 3.0m以上となる区域には1階建てや2階建ての住宅が多く立地しており、屋内（垂直）避難では安全確保に課題があります。
- 浸水深 3.0m以上の区域に指定避難所や福祉避難所が立地している他、近鉄沿線地域等には、指定避難所まで 500m以上離れている地域も存在しています。
- 避難所や医療機関、役場等の立地している地域は、洪水時に 24 時間以上浸水するため、行政事務や医療の機能停滞が発生する恐れもあります。
- 寺川沿川の一部地域には家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が設定されています。氾濫流の区域は、河川堤防の決壊または洪水氾濫により木造家屋の倒壊の恐れがあり、屋内避難では安全確保に課題があります。

##### 2) 防災まちづくりの将来像と取組方針

**防災まちづくりの将来像**  
**『住民や関係機関との連携による災害に強いまち』**

---

**防災まちづくりの取組方針**  
**○河川・水路の改修、遊水地整備等のハード対策の推進**  
**○適切な土地利用規制や災害に強い体制づくりと意識啓発等のソフト対策の推進**

#### 5. 取組内容、スケジュール

##### 1) 取組内容

分野	施策項目	施策内容
ハード対策	河川・水路の改修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>町管理水路の適切な維持管理及び改修を推進</li> <li>水防施設の点検・整備</li> </ul>
	遊水地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>保田地区、唐院地区における内外水対応型遊水地整備を推進</li> </ul>
	雨水貯留浸透施設等の整備、ため池や田んぼの治水活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業による雨水貯留施設拡大を推進</li> <li>田んぼの治水利用（畦畔の強化や排水柵の改良等による水田貯留対策の実施）を推進</li> </ul>
ソフト対策	土地利用規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスクをふまえた居住誘導区域を見直し</li> <li>地適正化計画の届出制度を活用した立地誘導</li> <li>浸水被害防止区域、貯留機能保全区域の指定</li> </ul>
	災害に強い体制づくりと意識啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における対処方法、指定避難所及び危険場所等の情報提供、防災訓練の実施推進並びに住民への防災意識の啓発や知識の普及</li> <li>河川氾濫や内水氾濫への関係機関と連携した対策を促進</li> <li>民間事業者と連携した指定避難所の確保</li> <li>消防団や広域消防組合と連携した水防活動の充実</li> </ul>

##### 2) 取組スケジュール

種別	項目	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (概ね20年)
ハード対策	河川水路の改修等	町管理水路の適切な維持管理及び改修推進	川西町			
		水防施設の点検・整備	川西町			
	遊水地の整備	保田地区、唐院地区における内外水対応型遊水地整備の推進	国			
	雨水貯留浸透施設の整備、ため池や田んぼの治水活用	民間企業による雨水貯留施設拡大の推進	川西町			
畦畔の強化や排水柵の改良等による水田貯留の推進		川西町				
ソフト対策	土地利用規制・誘導	居住誘導区域の見直し	川西町			
		届出制度を活用した立地誘導	川西町			
		浸水被害防止区域、貯留機能保全区域の指定推進	奈良県			
	災害に強い体制づくりと意識啓発等	災害時における対処方法、指定避難所及び危険場所等の情報提供、防災訓練の実施推進並びに住民への防災意識の啓発や知識の普及	川西町			
		河川氾濫や内水氾濫への関係機関と連携した対策の促進	川西町			
		民間事業者と連携した指定避難所の確保	川西町			
		消防団や広域消防組合と連携した水防活動の充実	川西町			

## 第9章 施策の達成状況に関する評価手法

### 1) 定量的な目標

本計画の実現に向けて実施される各種施策の進捗状況及びその効果を確認し、より効果的に計画を実現していくため、以下のような目標を設定します。

#### (1) 都市機能誘導区域における魅力向上のための目標

都市機能誘導区域における都市機能を充実させることで、拠点としての魅力が向上すると考え、都市機能誘導区域内での誘導施設の立地数を目標として設定します。

##### 【中間評価（現況値）】

都市機能誘導区域内における新たな誘導施設の立地や休廃止は特にみられませんでした。引き続き、都市機能誘導区域内での誘導施設の誘導と維持を図ります。

基準値（平成22年）	現況（令和5年）	目標値（令和22年）
3施設	3施設	4施設

#### (2) 市街地における生活環境の維持のための目標

居住誘導区域内の人口密度をある程度維持することで都市機能の立地が可能となり、利便性の高い生活環境が維持できると考え、居住誘導区域の人口密度を目標として設定します。

このまま推移した場合の人口密度は、約42人/ha程度にまで減少することが予想されますが、都市機能や居住の誘導により、目標年における人口密度として50人/haを目指します。

##### 【中間評価（現況値）】

町全体の人口は減少傾向が続いていますが、居住誘導区域の人口は若干の増加がみられました。引き続き、居住誘導区域の人口密度の維持を図ります。

基準値（平成22年）	現況（令和5年）	目標値（令和22年）
約64人/ha※	約66人/ha	約50人/ha (約42人/ha)

※市街化区域人口は都市計画年報より。居住誘導区域は工業地域を除く市街化区域面積

( )内の数値は、今のまま推移した場合の予測値

#### (3) 持続可能な公共交通ネットワークのための目標

公共交通の利用者数をある程度維持することで、現状のサービス水準が維持できると考え、結崎駅における1日当り平均利用者数（乗降客数）を目標として設定します。

このまま推移した場合の利用者数は、約2,900人程度にまで減少することが予想されますが、駅の周辺への居住誘導や集客施設の維持・誘導等の施策により、目標年における利用者数として約3,500人を目指します。

##### 【中間評価（現況値）】

鉄道をはじめとした公共交通機関の利用者数は、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。結崎駅における1日当り平均利用者数（乗降客数）も減少していますが、引き続き、駅の周辺への居住誘導や集客施設の維持・誘導等の施策により、鉄道利用者数の維持を図ります。

基準値（平成27年）	現況（令和5年）	目標値（令和22年）
約4,000人	約3,600人	約3,500人 (約2,900人)

※( )内の数値は、今のまま推移した場合の予測値

#### (4) 防災まちづくりに関する目標

防災指針に基づく取組の進捗状況を評価する指標及び目標値を、以下のように設定します。

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和22年)
内外水対応型の遊水地の整備地区数	0地区	2地区
浸水被害防止区域の指定状況	未指定	指定完了
貯留機能保全区域の指定状況	未指定	指定完了
災害訓練の実施数	0回	1回/年
防災情報メールの登録者数	700人	1,100人

#### 2) 期待される効果

目標達成により期待される効果は下記のとおりです。

期待される効果	基準値（令和4年）	目標値（令和22年）
川西町のことを住みやすいと感じている人が増える	22.8%	30%

#### 3) 計画の評価と見直し方針

評価のプロセスについては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のPDCAサイクルを基本とした進行管理を行うこととし、本計画策定後、概ね5年ごとに、調査、分析評価を行い、本計画の進捗状況や妥当性等を検討します。

また、川西町第3次総合計画の進捗とも整合を図るため、総合計画の目標年である令和8年にあわせて計画の見直しを行うこととします。

